6. 環境保全に向けての参加の促進

基本目標「環境保全に向けての参加の促進」を実現するために、基本施策「環境教育・環境 学習の推進」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像(平成 32 年)のような社会とな ることが期待されます。

『環境保全に向けての参加の促進』により目指す将来像

幼稚園から大学にいたるまで、全ての学校種において環境教育が積極的に実施されており、 子どもたちは自然環境を守り、育て、活用していくことの大切さを、島根県の豊かな自然を体 験することで、理解しています。社会教育施設などにおいては、環境保全に関する講座や発表 会などが行われ、県民の環境保全に対する意識が高まっています。

県民、事業者、NPO等、行政など、全ての主体が連携した環境保全活動が積極的に実施されており、県内全ての市町村は、住民や事業者を中心としたNPO等が組織されています。

子どもから高齢者まで、環境について学ぶ機会や参加する場が存在しており、全ての県民が 環境保全に対する高い意識をもち、活動を実践しています。



6-1.環境教育・環境学習の推進

現況と課題

大部分の県民や企業の経営者が環境問題に関心をもっており、自らの日常生活や経済活動が 環境に影響を与えていると認識していますが、環境について自ら学び、考え、具体的な行動に 結びつくところまでいたっていません。

現在の環境問題を解決し持続可能な社会をつくっていくためには、県のみならず県民、事業 者、NPO等、市町村が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、そのために環境教 育を推進し、環境保全についての一人ひとりの意識を高めていくことが重要です。

そこで、「島根県環境学習基本指針」に基づき、家庭、学校、地域、職場等においてあらゆ る世代を対象とした環境教育・環境学習の一層の充実と関連施策の効果的な推進を図るために、 生涯を通じた継続的な環境教育・環境学習の仕組みづくりや、NPO等、事業者、市町村等の連 携、ネットワークづくり、情報の共有化などを図ります。

特に、将来を担う子どもたちに対する環境教育の充実に取り組みます。

施策目標

「環境」への正しい理解を通して、一人ひとりが環境に配慮する意識を高め、 環境保全活動を推進します

県の施策展開

【重点施策】 6-1-1.環	境教育・環境学習の推進
○環境教育・環境学習の	あらゆる世代が環境について学習できるようにするため、県民、学校、
連携促進	事業者、NPO 等が連携して総合的・体系的な環境教育・環境学習の推進
	を図ります。
	特に、教育委員会と環境担当部局との連携体制を整備し、各学校におけ
	る取組の底上げを目指すなど学校における環境教育の充実を図ります。
○環境教育・環境学習手	環境学習を行うために必要なプログラムや教材の作成、指導者の育成
法の充実	を推進するとともに質の向上に努めます。
○環境学習拠点施設の活	各主体による環境保全活動の促進に重要な情報の共有化及び連携を
用	図るため、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館等の環境学習施設
	をはじめ、学校、教育センター、社会教育研修センター及び公民館、少
	年自然の家などの社会教育施設等の活用を図ります。
○学習機会の提供	本県の特徴である多様で豊かな自然を活用し、様々な分野、地域や年
	齢など幅広い対象者に応じた多様な学習会、自然観察会、講演会等の機
	会の提供に取り組むとともに、指導者の派遣を行うなど、県民が身近な
	ところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。
○情報提供・普及啓発	各主体における環境学習の活動を活性化し、活動の拡大を図るため情
	報発信の体制を整備し、また、普及啓発活動に努めます。

クリーンセンター見学(安来市立赤江小学校)

緑のカーテンづくり(斐川町立荘原小学校)





環境指標

項目		現況		目標	
小中学校及び高等学校並びに特別支援学校における「学校版 エコライフチャレンジしまね」への参加率	%	H21	70.1	H32	100
県主催の環境学習指導者研修開催数	□	H21	7	毎年度	10
県主催の環境学習参加団体数	団体	H21	55	毎年度	60

私たちにできること

6-2.各主体の環境保全活動の促進

現況と課題

今日の環境問題の多くは、日常生活や経済活動に起因していることから、県、市町村、事業 者、県民のすべての主体が自らの問題であることを認識し、それぞれの立場から環境保全活動 に自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

そこで、各主体がそれぞれの役割に応じた環境保全活動を行うことができるよう環境学習の 推進、環境情報の公開・提供、各主体の環境活動への支援や相互の連携や協働の推進に努めま す。

施策目標

すべての人々がそれぞれの立場からできる身近な環境保全活動に取り組みます

県の施策展開

6-2-1.県の環境保全に向けた取組の率先実行

県は、行政の立場から本計画を推進しますが、一方では、事業者、消費者としての経済活動 を行う側面を有しており、こうした立場からも県の経済活動に伴う環境への負荷を自主的積極 的に低減させる必要があります。

そこで、県においては下記関連計画等に基づく環境に配慮した事務事業を行うとともに、環 境マネジメントシステムを運用し、継続的な改善に努め環境保全に向けた取組を率先実行しま す。

〔関連計画等〕

島根県公共事業環境配慮指針(平成15年度) 島根県イベント環境配慮指針(平成15年度) 島根県グリーン調達推進方針(毎年度改定)

また、県における各部局間の情報の共有化、連携を図り、各施策を総合的、計画的に推進します。

6-2-2. 市町村による環境保全施策の推進

市町村は、基礎的自治体として地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っ ており、各市町村の特性に応じた環境保全に関する条例や各種計画の策定・実施、率先実行へ の取組、県との連携による環境保全施策などを支援します。

また、複雑化・多様化している環境問題に対しては、専門的な知識が欠かせないため、市町 村の環境保全担当職員を対象とした研修等を実施します。

6-2-3. 事業者の環境保全活動の促進

○環境マネジメントシス	企業において環境配慮型経営を推進するため、情報の提供やセミナー
テムの導入支援	の開催、環境マネジメントシステムである IS014001 やエコアクション
	21 などの認証取得に対する支援等を行います。
○事業者の環境保全活動	事業者の自主的な環境保全活動や、リサイクルに考慮した製品製造を
への支援	促進するため、情報の提供、各種啓発パンフレットの配布、講演会やシ
	ンポジウムの開催を行うほか、様々な支援に努めます。
	さらに、多くの事業者が社会貢献活動の一環として環境保全活動に取
	り組んでいることから、事業者の環境保全活動への参加の場を創出する
	とともに、NPO 等の環境保全活動団体との連携を促進します。

6-2-4.県民、NPO法人、民間団体の環境保全活動の促進

○日常生活での環境への	県民一人ひとりの日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、
負荷低減行動の促進	また、環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、環境への負荷
	の少ない製品等の購入(グリーン購入)や、「チャレンジ 25」、「エコラ
	イフチャレンジしまね(環境家計簿) *」等の普及並びに情報提供に努め
	ます。
○環境保全のための実践	県民が緑化活動やリサイクル活動、地域における環境づくり活動など
活動に対する支援	を実践することは、環境を保全する上で大きな役割を果たします。
	近年は、「特定非営利活動促進法(NP0法)」に基づき、環境保全を事業
	内容とした NPO 法人が増加していますが、活動を継続するにあたっては
	様々な課題をかかえています。NPO 法人による環境保全活動を促進する
	ため、情報の提供や活動への支援を行うとともに、県民、事業者、市町
	村の連携を積極的に推進します。
	県は、民間の発想力や企画力を活かした「しまね協働実践事業」等に
	より、NPO 等との協働による地域づくりを推進します。
	また、「産業廃棄物減量税※」、「水と緑の森づくり税」も活用し、これ
	らの取組を活性化し県民の参加を促進します。

NP0 等の環境保全事業

一斉清掃



6 環境保全に向けての参加の促進

環境指標

項目		現況		目標	
県主催の環境保全イベント等(一斉清掃、自然保護観察 会など)の参加者数	人	H21	18,939	H32	17,500 🏵
エコアクション 21 認証・登録事業所数、ISO14001 適合組 織数(再掲)	団体	H21	116	H32	150
市町村における地域環境計画策定市町村数	市町村	H21	7	H32	21

④:平成21年度に三瓶自然館施設の一部を廃止し規模を縮小しており、これに伴い目標値を下げています。

私たちにできること

	県民	 家庭で手軽に取り組むことができる環境保全活動の確実な実践 地域で行われる環境活動等への積極的な参加 「エコライフチャレンジしまね」など既存の省資源、省エネルギー制度への取り 組み など
	NPO 等	 ・県や市町村の支援を有効活用した環境保全活動の実践 ・地域における環境保全の取組の企画、実施 ・県民・事業者・教育機関・市町村・県など各主体間の連携に積極的に関わり、 環境保全に関する様々な取組のコーディネートなど
事業者		 環境に関する担当者を配置するなど、環境保全の取組を推進するための体制 整備 環境マネジメントシステムを導入した環境保全型経営、既に導入している事業 者は、ホームページ等によりその取組状況の PR 環境に配慮した商品開発・販売、サービス提供などの積極的な推進 CSRの一環として、NPO等や市町村が行う環境保全活動などへの積極的な協 力 など
行政 (県及び市町村)		 ・環境に関連する情報発信、県民や事業者の身近な環境保全活動の促進 NPO等環境保全活動に取り組む団体への支援 ・環境保全活動に係わる住民、事業者、NPO等の連携を積極的に推進 ・率先した環境にやさしい行動の実践 など
	市町村	 ・「環境基本計画」等の策定、環境関連施策の総合的かつ計画的な推進 ・地域の自然環境や歴史文化などの特性に応じた環境保全事業の実施など
	県	 各部局間の情報の共有化、連携、及び各施策の総合的かつ計画的な推進 市町村が策定する環境関連計画策定の支援 市町村職員を対象とした環境関連研修の実施や技術支援等による、市町村の環境関連施策推進の支援 「産業廃棄物減量税」や「水と緑の森づくり税」による税収の活用、環境保全活動の推進 など

6-3.参加と協働による地域環境づくりの推進

現況と課題

真に持続可能な地域づくりを進めていくためには、県、市町村、県民、事業者、NPO 等の各 主体の参加と協働により、地域全体で環境保全活動に取り組むことが重要です。

このため、県民の積極的な参加を促進するための環境づくりや地域における活動組織の整備、 実践活動への支援を通じて、地域環境力を高め、地域における参加と協働による地域環境づく りを促進します。

その促進に当たっては、県、市町村を中心としたネットワークを通じて、環境保全活動を目的の一つとして設立された NPO 等と協働による地域の環境保全活動を推進します。

また、県民や事業者の環境保全活動への参加意欲と、環境保全活動に取り組む NPO 等が抱え る人材不足等の課題をマッチングさせ、より多くの主体が参加し、協働で地域環境づくりに取 り組むことができる体制の構築を目指します。

施策目標

すべての主体の参加と連携による地域特性を いかした地域環境づくりを目指します

県の施策展開

6-3-1. 地域環境保全活動の推進

001. 地域球境体生力到	
○地域における環境保全	市町村ごとに、県民、事業者、NPO等すべての主体が参加、連携し、
実践活動組織の整備	地域の特性を活かし活性化にもつながる地域環境づくりが展開される
	よう支援します。
○環境保全活動への支援	環境保全活動を実践する事業者、NPO等に対し助言や情報提供を行う
	とともに、助成制度などにより支援します。
○環境アドバイザー等の	県民が地域で自主的に行う環境保全を目的とした学習会などに環境
派遣	アドバイザー**や環境カウンセラー**を派遣し、環境保全活動を支援しま
	す。
○環境保全活動等の顕彰	県民や事業者、NPO 等が地域で行う環境保全活動等を顕彰し、活動の
	促進を図ります。
○環境美化運動の推進	6月の環境月間を中心に、県民、事業者、NPO等、市町村が一体とな
	った地域環境保全活動の実践と意識の啓発を図ります。
○「緑の募金」運動の推	「緑の募金」運動の積極的な推進を図り、森林ボランティアによる森
進	林整備など県民による自主的な活動支援や啓発活動を行います。

【重点施策】 6-3-2.ネ	ットワークによる地域環境づくり
○ネットワークづくり	環境保全活動を実践する県民、事業者、NPO 等及び環境学習施設並び
	に指導者のネットワークを形成し、各主体相互の環境保全活動参加機会
	を拡充することで、地域における環境保全活動を促進します。
○協働による環境保全活	環境保全活動を実践する県民、事業者、NPO等と行政との協働による
動の推進	環境保全活動を企画します。
○情報収集・情報提供の	環境学習施設や環境保全活動を実践する事業者、NPO 等との情報交換
充実	を充実し、学習や活動に役立つ情報収集を図り、多くの県民が環境保全
	活動に参加できる機会の情報提供に努めます。

事業者・NPO 等との協働による環境保全活動





環境指標

項目	単位	現況目標		標	
環境保全活動に関する NPO 法人数	団体	H22	87	H32	100
環境月間におけるエコ活動実践事業所数	事業所	H21	56	毎年度	60

私たちにできること

	県民	・ 環境関連イベント情報等の積極的な入手、地域での環境保全活動の参加 な
		Ľ
		・ 環境関連イベント情報などの積極的な入手、住民への情報発信をするととも
		に、地域での環境保全活動への参加
	NPO 等	・ 地域での環境保全活動を企画、実行
		・ 環境保全活動の実践にあたり、県民・事業者・行政機関など他の主体や他の
		NPO 等との連携 など
		・ 環境関連イベント情報などの積極的な入手、地域での環境保全活動の参加
	事業者	・ 環境保全活動の実践にあり、県民・NPO 等・行政機関など他の主体や他の事
		業者との連携 など
	<u>∕</u>	・ 住民や NPO 等が行う環境保全関連イベントなどの情報発信
(IF	行政 県及び市町村)	・ 住民や NPO 等が環境活動を発表する場や、これらの取組を顕彰する場の創設
<u>(</u> ۴		・ 環境に関するネットワークづくりの支援 など
	市町村	・ 地域の特性をいかした環境保全の取組 など
	県	・ 地域で自主的に実施する環境保全の学習会などへの専門家の派遣及び取組
		の支援 など